

[事案 2020-358] 新契約無効請求

・令和3年12月2日 和解成立

<事案の概要>

契約内容の説明を十分に受けずに契約させられたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年6月に契約した定期保険2件について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人は、夫の葬儀直後の判断力が低下している状態の時に、自らが募集人であることを示さず募集を行った。
- (2) 本契約は適合性を欠いており、契約内容を理解していれば契約しなかった。
- (3) 高齢者ルールに従って、適切かつ十分な説明をする必要があった。
- (4) クーリング・オフについて、一切説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に名刺を渡している。
- (2) 募集人は、商品案内、パンフレット、注意喚起情報を用いて、商品内容およびクーリング・オフの説明をしている。
- (3) 本契約は、申立人が十分に内容を理解したうえで申し込みがなされたものであり、意向確認書にも申立人の署名がある。
- (4) 申込後に契約確認の電話をした際にも、申立人からは特段の申出はなかった。
- (5) 申立人の娘宛に、契約内容に関する通知を送付している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。